

- ・新型コロナウイルスワクチン関連情報……………2面
- ・税の申告受付のご案内……………3面
- ・市民農園利用者募集……………7面
- ・1月9日開催「二十歳(はたち)のつどい」……………12面



## 清流とともに澄んだ心で迎える1年

新しい年がはじまりました。  
今年も東久留米が誇る澄んだ清流のよう  
に、豊かな心をもって1年を過ごしま  
しょう。  
皆さんにとって今年がより良い1年と  
なりますことを願っています。

落合川で撮影

## 第19回 開運! 東久留米 七福神めぐり

**開催日** 1月14日(土)、雨天決行・  
荒天中止  
**受付時間** 午前10時～正午  
(受付開始直後は混雑が予想さ  
れます)



### 東久留米が誇る清流「落合川」と「黒目川」を楽しみながら 5つのお寺をめぐる新春ウォーキングイベント!

「開運! 東久留米七福神めぐり」は、市内5つのお寺(多聞寺、米津寺、大圓寺、  
宝泉寺、浄牧院)に祭られている七福神を巡り、1年の幸福や安全を祈願する  
お正月のウォーキングイベントです。

落合川や黒目川の澄んだ清流沿いを中心に、豊かな自然が残るコースを楽し  
みながら、七福神に1年の祈願をしませんか(歩行距離約7km、所要時間約2  
時間)。

**受付会場** 西口中央公園(本町1-12)

**終点** 浄牧院(大門町1-3-4)

**参加費** 100円(保険料を含む)

**その他** お寺ごとに、祀られている七福神の御尊像1体(大圓寺  
は3体)を1体500円でお求めいただけます。また、浄牧院では  
午後3時まで記念手ぬぐいを販売します。最新情報など詳細は  
市コミュニティサイト「くるくるチャンネル」をご覧ください。

**問い合わせ** 東久留米七福神めぐり実行委員会事務局(市民プラ  
ザ) ☎042・470・7813



くるくる  
チャンネル

## 新年のごあいさつ

東久留米市長

富田 竜馬



新年明けましておめでとうございます。

市民の皆様におかれましては、つつがなく良き新年をお  
迎えのことと心からお慶び申し上げます。

一昨年12月に、多くの方から厳粛な信託と温かいご支援  
を受け、市政を担わせていただくことになってから、早く  
も1年が過ぎました。この間、市政運営に邁進する中で、  
改めて責任の重さを全身で感じますとともに、議員各位や  
市民の皆様はもちろんのこと、関係機関の皆様の深いご理  
解とご協力に対し、心から感謝申し上げます。

昨年を振り返りますと、やはり新型コロナウイルス感染  
症への対応に追われた1年となりました。未だに予断を許  
さない状況ではありますが、市としては、国や都と連  
携しながら、市民一人ひとりの命と健康、安全と安心を守  
ることを第一に、引き続き感染症対策を進めるとともに、  
社会経済活動の再興に向け必要な対策を講じてまいります。

一方で、公共施設マネジメント、DX(デジタル・トラ  
ンスフォーメーション)、子どもたちへの支援を通じた未  
来への投資に向けて、組織体制の見直しをはじめ、その土  
台作りに着手することができました。本年は、私が目指す  
「あんしんして暮らせるまち」の実現へ向け、これらの事業  
をさらに前進させ、「肉体的にも、精神的にも、そして社会  
的に、満たされた状態にある」とするwell-beingの向上  
へとつなげ、市民の皆様にもその進捗を実感していただ  
ける年にしていまいりたいと考えております。

困難な状況が続いておりますが、市民の皆様と手を取り  
合ってこの難局を乗り越え、笑顔あふれる1年となるよう、  
本年もご協力をよろしくお願い申し上げます。

新しい年が皆様にとって幸多き年となりますことを心よ  
りご祈念申し上げ、年頭のご挨拶といたします。

## 新型コロナウイルス ワクチン関連情報

●市新型コロナウイルスワクチンコールセンター（市コールセンター）  
☎042・420・7177（土曜・日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時受付）  
FAX042・477・0033（聴覚に障害がある方などの相談）  
※詳細は市HPをご覧ください。



市HP

集団接種  
予約サイト

### ◆2月の集団接種の予約を1月18日(水)から開始します

**対象者** 3回目・4回目・5回目の接種券をお持ちの方

※2回目・3回目・4回目の接種を9月16日～30日に行った方には、3回目・4回目・5回目の接種券を12月21日に発送済みです。接種券の到着まで1週間程度かかることがあります。

**予約方法** 集団接種予約サイトでのウェブ予約、または市コールセンターへの電話による代行予約

**予約受付開始日時** 1月18日(水)午前9時から

※同日時から集団接種予約サイトを公開します。

**接種日時・会場など** いずれも正午～午後5時、イオンホール、わくわく健康プラザ

- ① 2月18日(土)      ② 2月19日(日)  
③ 2月25日(土)      ④ 2月26日(日)

※ワクチンは各日750人分（予定）で、モデルナ社製（オミクロン株対応）です。  
※集団接種予約サイトはシステムメンテナンスのため1月16日(月)午後5時～18日(水)午前9時は利用できません。

※イオンホールはイオンモール東久留米2階（南沢5-17-62）です。接種に関するお問い合わせはイオンでは受け付けていません。

### 新型コロナウイルス感染症相談窓口 ～まずは電話で相談を～

新型コロナウイルスの感染が疑われる症状がある方の受診相談  
※かかりつけ医がいる場合は、かかりつけ医に電話でご相談ください。

- 東京都発熱相談センター ☎03・5320・4592 ☎03・6258・5780  
同センター医療機関案内専用ダイヤル ☎03・5320・4327  
（いずれも24時間、土曜・日曜日、祝日も受付）
- 東京都多摩小平保健所 ☎042・450・3111  
（土曜・日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時受付）

### ◆接種券の発送(12歳以上の方)

3回目・4回目・5回目  
接種券を下表のとおり発送予定です。白い封筒でお送りします。



#### 接種券の発送時期

| 2回目・3回目・4回目の接種時期  | 発送予定日    |
|-------------------|----------|
| 4年10月1日～15日に行った方  | 1月6日(金)  |
| 10月16日～31日までに行った方 | 1月20日(金) |

※接種券の到着まで1週間程度かかることがあります。  
※オミクロン株対応ワクチンは3回目以降の接種となる方を対象に1人1回のみ接種が可能です。接種が完了した方には次回の接種券は送付されません。

### ◆集団接種の対象年齢を16歳以上に引き下げました

市の集団接種については、対象年齢を18歳以上としていましたが、モデルナ社製ワクチンの接種対象年齢が引き下げられたことに伴い、対象を16歳以上に引き下げました。

**引き続き感染対策を意識し、人と人との距離の確保、手洗い・咳エチケットなど、一人ひとりの感染防止対策の徹底にご協力をお願いします。**

最新の市の新型コロナウイルス関連情報は、市HPをご覧ください。



市HP

## コカ・コーラ ボトラーズジャパン株式会社と 「ボトルtoボトル」協働事業 に取り組みます

●ごみ対策課管理係 ☎042・473・2117

4年11月24日にコカ・コーラ ボトラーズジャパン株式会社と、ペットボトルの水平リサイクル「ボトルtoボトル」※の実施を目的とした「ペットボトル資源循環リサイクル事業連携に関する覚書」を締結しました。

これに伴い、家庭から排出され市が回収した使用済みペットボトルを新たなペットボトルに再生する「ボトルtoボトル」協働事業を、4月から開始します。回収された使用済みペットボトルは、粉碎・洗浄などの工程を経て再原料化され、コカ・コーラ社各工場にて同社製品の容器に使われます。

なお、「ボトルtoボトル」でリサイクルされたペットボトルを使用することで、一般的なペットボトルを製造する場合に比べて、CO<sub>2</sub>排出量を1本あたり約60%削減できます。

※使用済みペットボトルを回収・リサイクル処理した上でペットボトルとして再生し、飲料の容器として用いること。



締結式の様子

## 『くるぶー』が 便利になりました



市HP



専用フォーム

●道路計画課道路交通計画係 ☎042・470・7768

デマンド型交通「くるぶー」は、これまで午前9時に営業所を出発してお客車を乗せていましたが、12月1日から午前9時にお客車を乗せて出発する方式に変わりました。これにより、お客様にとってより便利にご利用いただけるようになりました。身近な交通手段としてぜひご利用ください。

●市内在住で次のいずれかに該当する方

- ▼70歳以上の方
- ▼妊婦の方
- ▼0歳～3歳児

※利用登録者の介助者・保護者・同一世帯の方も同乗できます（同乗者は登録者と同乗降場でのみ乗り降りできます）。



市役所前を走る「くるぶー」

●登録料＝無料

▼利用料金＝1人1回500円（同乗者を含めた2人以上での利用は1人1回300円。小学生以下は無料）

●運行日＝月曜～金曜日（土曜・日曜日、祝日、年末年始は運休）

▼運行時間＝午前9時（お客様出発）～午後5時（お客様到着）

▼乗降場＝鉄道施設および公共・公益施設など32カ所

●利用登録申請書に必要事項を記入の上、次のいずれかの方法で提出してください。

①道路計画課（市役所5階）窓口②郵送（〒203-8555、市役所道路計画課宛て郵送を）③FAX（042・470・7809）④インターネット（市HP〈専用フォームから〉）

### 公共施設マネジメント連載記事

#### 「あなたとつくるまちのミライ」vol. 4について

今号に掲載を予定していましたが、2月15日号への掲載に変更します。

●行政経営課 ☎042・470・7704

## 税の申告受付のご案内

図市民税・都民税の申告について＝課税課市民税係 ☎042・470・7777 (内線2333～2337)  
所得税の確定申告について＝東村山税務署 ☎042・394・6811

### 市民税・都民税の申告書 受付および書類の配布

市役所での受け付けは  
**2月16日(木)から**  
※簡易な確定申告(下表2)も受け付け

市民税・都民税の申告書を下表1の通り受け付けます。  
また、所得税の確定申告書(簡易な申告に限ります。下表2参照)をご自身で作成していただくコーナーを開設します。なお、混雑回避のため入場制限を行いますので、状況によっては当日入場できない場合があります。あらかじめご了承ください。  
なお、開設するコーナーでご利用いただくシステムは、国税庁HPで公開されている「確定申告書等作成コーナー」と同じものです。ご自宅にインターネット環境があれば、1月上旬から同庁HPで確定申告書の作成が可能ですのでご利用ください。  
※「確定申告書等作成コーナー」の操作方法などの問い合わせについては、市役所ではお答えできかねますのでご了承ください。

表1 申告受付日程など

| 会場                           | 日程                                                    | 受付時間                         |
|------------------------------|-------------------------------------------------------|------------------------------|
| 南部地域センター2階講習室                | 2月2日(休)                                               | 午前9時半～正午<br>午後2時～3時半         |
| 東部地域センター1階講習室                | 2月3日(金)                                               |                              |
| わくわく健康プラザ1階講堂                | 2月6日(月)、2月7日(火)<br>※例年、1日目が混み合います。<br>2日目の来場もご検討ください。 |                              |
| 竹丘地域市民センター第5会議室(清瀬市竹丘1-11-1) | 2月10日(金)                                              | 午前9時～11時<br>午後1時～4時          |
| 市役所2階204会議室(課税課特設会場)         | 2月16日(木)～3月15日(水)<br>※土曜・日曜日、祝日を除く。                   | 午前8時半～午後3時半<br>※提出のみは午後5時まで。 |

※受付時間は、混雑状況などにより、早く終了することがあります。  
※確定申告書の「提出」は、税額計算を含め、すべて作成済の申告書をお預かりするものです。  
※確定申告書の記入方法などについては、東村山税務署にご相談ください。  
※各会場とも車での来場はご遠慮ください。  
※竹丘地域市民センターの詳しい場所は、清瀬市HPでご確認ください。  
※上記の受け付けはすべて課税課職員が対応します。税務署の職員はおりません。  
※例年、開始時間直後が混み合います。時間をずらしての来場にご協力ください。

表2 確定申告書作成コーナーのご利用可否

| 申告の内容 |                                  |                    | 作成コーナーのご利用可否 |                                                                           |
|-------|----------------------------------|--------------------|--------------|---------------------------------------------------------------------------|
| 所得関係  | 給与                               |                    | ○            | 源泉徴収票が必要です。                                                               |
|       | 雑                                | 年金(公的年金・個人年金)      | ○            | 源泉徴収票等が必要です。<br>※支払年金額等のお知らせで「一時所得」に区分されている個人年金(満期保険金の受け取り等)の申告はご利用できません。 |
|       |                                  | その他雑(報酬・講演料など)     | ×            | 東村山税務署にご相談ください。                                                           |
|       | 上記以外の所得(事業・不動産・配当・一時・退職・分離など)    |                    | ×            | 東村山税務署にご相談ください。                                                           |
|       | 医療費控除                            |                    | ○            | 「医療費控除の明細書」の作成・計算はご自身でお済ませください。                                           |
| 控除関係  | 社会保険料控除                          |                    | ○            | 国民年金保険料と国民年金基金の掛金は控除証明書が必要です。国保・介護等納付済金額についてはご自身でご確認ください。                 |
|       | 生命保険料控除、地震保険料控除                  |                    | ○            | 控除証明書が必要です。<br>※ワンストップ特例を申請している場合は、必ず寄附金控除を追加してください。                      |
|       | 寄附金控除                            |                    |              |                                                                           |
|       | 住宅ローン控除                          | 1年目                | ×            | 東村山税務署にご相談ください。                                                           |
|       |                                  | 2年目から<br>※連帯債務を除く。 | ○            | 「年末調整のための(特定増改築等)住宅借入金等控除証明書」および「住宅ローン年末残高証明書」が必要です。                      |
| その他   | 特殊な申告(雑損控除、災害減免、外国税額控除、住宅耐震改修など) |                    | ×            | 東村山税務署にご相談ください。                                                           |
|       | 令和4年分以外の申告・準確定申告                 |                    |              |                                                                           |

※作成コーナーは、申告する方ご自身でパソコンを操作して申告書を作成する特設会場です。  
※確定申告書の手書きの記入方法などについては東村山税務署にご相談ください。  
※提出のみの場合は、上記以外でも受け付け可能です。

#### ◎5年度市民税・都民税申告書の発送

発送日 1月23日(月)

対 4年度に市民税・都民税の申告書を提出された方  
他 同発送日から市HPに申告書を掲載予定です。ご自宅などで印刷していただき、郵送での提出にご協力ください。



#### ◎5年度市民税・都民税申告書類および所得税の確定申告書類の配置

期間 1月23日(月)から

場 市役所2階ハローワーク前、わくわく健康プラザ、上の原・ひばりが丘・滝山の各連絡所、東部地域センター

注 市関連施設に配置する所得税の確定申告書類については、数に限りがありますので、国税庁HPでの印刷もご利用ください

他 令和4年分の確定申告から申告書Aは廃止され、申告書Bに一本化されます。申告書はA・Bの表記をせず、「令和〇年分の所得税及び復興特別所得税の申告書」となります。

### 東村山税務署からのお知らせ

#### 所得税などの 申告受付

東村山税務署での「確定申告書」作成(提出)会場開設は  
**1月23日(月)から**

所得税および復興特別所得税、個人事業者の消費税および地方消費税ならびに贈与税の申告書作成会場を開設します。

開設期間 1月23日(月)～3月15日(水)午前8時半～午後4時(提出は5時まで)

※土曜・日曜日、祝日を除く。ただし、2月19日(日)と2月26日(日)に限り、確定申告相談および申告書提出を受け付けます。

場 東村山税務署(東村山市本町1-20-22)

注 ▼当日は国税の領収、納税証明書の発行および電話相談は行いません ▼1月4日以降、同税務署庁舎外も含め駐車スペースがありませんので公共交通機関をご利用ください ▼感染症対策をしてご来場ください

申 混雑(3密)回避のため、申告書作成会場への入場は「入場整理券」の事前発行を受けた方を優先とします。当日券も配布しますが、配布状況によっては受け付けを早めに締め切る場合があります。

「入場整理券」は、LINEアプリで事前に入手することが可能です。LINEアプリでの事前発行では、国税庁LINE公式アカウントを「友だち追加」していただくことで、日時指定の「入場整理券」を入手する手続きが行えます。詳細は国税庁HPをご確認ください。

#### 申告書は国税庁HPでパソコンやスマホから作成 できます

国税庁HPの「確定申告書等作成コーナー」で、ご自宅のパソコンやスマートフォン・タブレット端末などから申告書を作成することができます。

##### 作成した申告書の提出方法

①e-Tax(電子申告)

▼マイナンバーカード方式＝マイナンバーカードとICカードリーダライタまたはマイナンバーカード読取対応のスマホを利用する方法

▼ID・パスワード方式＝税務署で発行するIDとパスワードを使用する方法

②印刷して税務署に郵送(印刷はコンビニのプリントサービスでも可。白黒でも可)

図 確定申告書等作成コーナーの操作に関すること  
＝e-Tax・作成コーナーヘルプデスク ☎0570・01・5901



国税庁HP  
確定申告書等  
作成コーナー



国税庁HP  
確定申告書等の  
様式・手引き

#### 医療費控除を受けるためには「医療費控除の明細書」の添付が必要です

医療費控除を受ける際には「医療費控除の明細書」の添付が必要です(領収書の提出は不要です)。「医療費控除の明細書」を作成する際は、「医療費を受けた人」「病院・薬局」ごとに医療費を合計して記載します。

なお、「医療費控除の明細書」を含め、医療費控除の申告は、国税庁HPの確定申告書作成コーナーで作成できますので、ぜひご利用ください。

なお、医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります(税務署から求められたときは、提示または提出しなければなりません)。

#### 年金申告不要制度について

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、その公的年金等の全部が源泉徴収の対象となっている場合において、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税及び復興特別所得税の確定申告は必要ありません。

ただし、所得税の還付を受けるには確定申告が必要です。

※所得税等の申告が必要ない場合でも、住民税の申告が必要ない場合があります。



| 1月31日(火)納期限                       |     |
|-----------------------------------|-----|
| 納期内納付にご協力ください(国納税課 ☎042・470・7729) |     |
| 市民税・都民税                           | 第4期 |
| 国民健康保険税                           | 第7期 |
| 後期高齢者医療保険料                        | 第7期 |
| 介護保険料                             | 第7期 |

マイナンバーカード  
受け取りの休日窓口

マイナンバーカードの交付準備ができた方に交付通知書(緑の封筒)を発送しています。通知書が届いた方は、市民課で受け取り手続きが必要です。

◎1月の休日窓口

日 1月7日(土)、15日(日)、28日(土)  
午前9時～最長午後4時



20歳になったら  
国民年金

日本に住む20歳から60歳未満の方は国民年金に加入し、保険料を納めることが義務付けられています。

国民年金は、老後の生活保障だけでなく、万が一病気や怪我で障害が残ったときや、一家の働き

時(午後3時半受付終了)  
場 市民課(市役所1階)  
定 完全予約制。予約枠が埋まり次第受付終了

◎交付手続き

カード受け取り手続きを行います。当日は対面での本人確認などを行い、カードは後日郵送します。

予約受付開始日時 1月6日(金)午前9時 ※1月7日(土)の予約は現在受け付け中

予約方法 次のいずれかの方法で予約してください  
①専用コールセンター ☎0120・0178・333(午前8時半～午後5時(土曜・日曜日、祝日を除く))  
②専用予約サイト(24時間対応)

◎電子証明書更新などの手続き

予約受付開始日時 1月6日(金)午前9時 ※1月7日(土)の予約は現在受け付け中  
予約方法 市HPまたは電話で市民課へ予約してください  
※平日の同カード受け取りは原則予約制で当日交付



介護認定に基づいて  
受けられる税控除

所得税や市民税・都民税の申告の際に、介護認定をお持ちの方は税控除を受けられる場合があります。それぞれの要件に該当する方は、介護福祉課(市役所1階)へ申請し、証明書類の交付を受けてください。

◎障害者控除対象者認定書(障害者控除を受けるための書類)  
要介護2以上の対象となる年の

◎基礎年金番号通知書は大切に保管しましょう  
国民年金や厚生年金に加入すると基礎年金番号が記載された基礎年金番号通知書が交付され、加入記録や保険料の納付状況などが基礎年金番号で管理されます。基礎年金番号通知書は、年金に関する手続きの際に必要になりますので、大切に保管してください。

国民年金は、老後の生活保障だけでなく、万が一病気や怪我で障害が残ったときや、一家の働き



12月31日時点で次の①・②の両方に該当する方  
①市内に住所を有する65歳以上の方  
②介護認定を受けていて、認定審査会資料で認知症高齢者自立度がⅡa以上、または障害高齢者自立度がⅠ以上の方(申請後、同課で確認)

◎主治医意見書確認書(おむつ代の医療費控除を受けるための書類)  
要件 次の①・②の両方に該当する方  
①おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降の方  
②介護認定を受けていて、主治医意見書で障害高齢者自立度がⅡ以上、かつ尿失禁発生の可能性があるとして記載されている方(申請後同課で確認)

※該当しない方は、2年目以降も医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要

◎共通事項

申請に必要なもの  
本人の介護保険被保険者証(または写し) ▼申請者の身分証明書  
問 同課介護サービス係 ☎042・470・7777(内線2553)～2557

◎後期高齢者医療医療費等通知書を送付します  
都後期高齢者医療広域連合では、健康管理や医療に対する認識を深めていただくため、1月下旬に対象者へ医療費等通知書を送付します。この通知による手続きの必要はありません。

◎診察年月、医療機関などの名称、診察日数、医療費総額(10割分)、自己負担相

当額など  
※医療費の総額には、自由診療や差額ベッド代など、保険適用外の金額は含みません。

問 4年12月1日現在、都後期高齢者医療の被保険者資格があり、3年9月～4年8月の間に、保険診療で医療機関などへの受診履歴がある方  
※4年12月2日～16日の間に、死亡により資格を喪失された方は除外しています。

他 確定申告(医療費控除の際に添付することで「医療費控除の明細書」の記載を省略できます。なお、4年9月～12月分は、翌年度の送付となりますので、お持ちの領収書に基づいて「医療費控除の明細書」の作成が必要です

問 保険年金課高齢者医療係 ☎042・470・7846

国民健康保険医療費通知のお知らせを発送します

健康管理や医療に関する認識を深めていただくため、2月上旬に国民健康保険の被保険者の方へ医療費通知のお知らせを発送します。

問 診察年月、医療機関などの名称、診察日数、医療費の総額(10割分)、被保険者負担額など

※医療費の金額には、自由診療や差額ベッド代など、保険適用外の額は含みません。

問 対象期間 3年11月～4年10月  
問 保険年金課国民健康保険係 ☎042・470・7733

2月の無料相談

| 相談内容(定員)                | 相談日    | 時間           | 相談員       | 予約開始日時   | 場所       | 問い合わせ先                                   |
|-------------------------|--------|--------------|-----------|----------|----------|------------------------------------------|
| 法律相談(各日8人)              | 1日(水)  | 午前10時から      | 弁護士       | 1月26日(木) | 市役所2階相談室 | 各予約開始日の午前8時半から電話で生活文化課 ☎042・470・7738     |
|                         | 8日(水)  |              |           | 2月9日(木)  |          |                                          |
|                         | 15日(水) |              |           |          |          |                                          |
|                         | 22日(水) |              |           |          |          |                                          |
| 不動産・相続・会社の登記等相談(5人)     | 1日(水)  | 午後1時から       | 司法書士      | 1月24日(火) |          |                                          |
| 表示登記・土地の境界等登記相談(4人)     |        | 午前10時から      | 土地家屋調査士   |          |          |                                          |
| 相続・遺言・成年後見等手続き相談(5人)    | 8日(水)  | 午後1時から       | 行政書士      | 2月2日(木)  |          |                                          |
| 税務相談(5人)                |        |              | 税理士       | 2月7日(火)  |          |                                          |
| 人権・身の上相談(4人)            | 15日(水) | 午後1時半から      | 人権擁護委員    | 2月9日(木)  |          |                                          |
| 不動産取引相談(5人)             | 2日(木)  | 午後1時から       | 宅地建物取引士   | 1月26日(木) |          |                                          |
| 交通事故相談(5人)              |        |              | 弁護士       |          |          |                                          |
| 年金・労災・雇用・保険・人事管理等相談(4人) | 22日(水) | 午前10時から      | 社会保険労務士   | 2月16日(木) |          |                                          |
| 女性の悩みごと相談(4人)           | 6日(月)  | 午前10時半～午後4時半 | 女性カウンセラー  | 1月18日(水) | 市役所2階相談室 | 各予約開始日の午前9時から電話で男女平等推進センター ☎042・472・0061 |
|                         | 13日(月) |              |           | 2月1日(木)  |          |                                          |
|                         | 20日(月) |              |           |          |          |                                          |
|                         | 27日(月) |              |           |          |          |                                          |
| 女性弁護士による法律相談(4人)        | 3日(金)  | 午前9時半～午後0時半  | 女性弁護士     | 1月20日(金) |          |                                          |
| 経営相談                    | 平日     | 午前10時半～午後4時半 | 市商工会経営指導員 | 前日まで予約可  |          |                                          |

| 相談内容            | 相談日                       | 時間                       | 相談員                | 場所                     | 問い合わせ先                                    |
|-----------------|---------------------------|--------------------------|--------------------|------------------------|-------------------------------------------|
| 耐震相談            | 10日(金)                    | 午後2時～4時                  | 東久留米建築設計協会会員       | 今回は電話での相談のみとなります       | 施設建設課 ☎042・470・7756                       |
| 教育相談<br>※電話相談も可 | 火曜～土曜日                    | 午前10時～午後5時(滝山のみ水曜日は6時まで) | 教育相談員              | 中央相談室(成美教育文化会館内教育センター) | 中央相談室 ☎042・473・3667                       |
|                 | 月曜～金曜日                    |                          |                    | 滝山相談室(西部地域センター内)       | 滝山相談室 ☎042・475・8909                       |
| 母子・父子相談         | 開庁日                       | 午前8時半～午後5時               | 母子・父子自立支援員         | 市役所2階児童青少年課            | 児童青少年課 ☎042・470・7736                      |
| 身体障害者相談         | 10日(金)                    | 午前10時～正午                 | 身体障害者相談員           | 市役所1階相談室               | 前月末までに障害福祉課 ☎042・470・7747 FAX042・470・7808 |
| 知的障害者相談         | 8日(水)                     |                          | 知的障害者相談員           |                        |                                           |
| 心身障害者(児)相談      | 平日                        | 午前9時～午後5時                | さいわい福祉センター支援員      | さいわい福祉センター             | さいわい福祉センター ☎042・477・2711                  |
| 職業相談            | 開庁日                       |                          | ハローワーク三鷹職員         | 市役所2階ワークコーナー           | 直接会場                                      |
| 住宅増改築相談         | 9日(木)                     | 午前10時～正午、午後1時～4時         | 市住宅増改築等斡旋事業登録団体協議会 | 市役所1階屋内ひろば             |                                           |
| 消費者相談           | 平日                        |                          | 消費生活相談員            | 市役所2階生活文化課             | 市消費者センター ☎042・473・4505                    |
| 行政相談            | 2月は実施しません(次回は3月8日(水)実施予定) |                          |                    |                        | 生活文化課 ☎042・470・7738                       |
| 生活困窮者自立相談       | 開庁日                       | 午前9時～午後4時                | 相談支援員              | 市役所1階福祉総務課             | 福祉総務課 ☎042・470・7741                       |



児童扶養手当を  
振り込みます

4年11月～12月分の児童扶養手当を1月13日(金)に指定預金口座に振り込みます。利用金融機関によっては入金が遅れる場合がありますので、ご了承ください。

【注】児童扶養手当現況届の提出がない方または不備書類がある方は、1月に手当が振り込まれません。1月以降に当該現況届、不備書類を提出した場合は、提出した翌月の振り込みになりますので、早めに提出してください。

【注】児童扶養手当現況届の提出がない方または不備書類がある方は、1月に手当が振り込まれません。1月以降に当該現況届、不備書類を提出した場合は、提出した翌月の振り込みになりますので、早めに提出してください。

【注】児童扶養手当現況届の提出がない方または不備書類がある方は、1月に手当が振り込まれません。1月以降に当該現況届、不備書類を提出した場合は、提出した翌月の振り込みになりますので、早めに提出してください。

5年度新入学児童・生徒の入学説明会

4月に小・中学校へ入学するお子さんの保護者を対象に、入学説明会を開催します。日時・会場などは入学通知書同封の入学案内または市HPをご覧ください。必ずご出席ください。



市HP

※開催内容を変更する場合は、各学校のHPでご案内します。

持上履き、筆記用具  
入学する各小・中学校

「就学支援シート」を  
ご活用ください

「就学支援シート」は、お子さんが楽しく学校生活を送ることができるよう、家庭・幼稚園・保育園などで

の「お子さんの様子や気に掛けていること」を配慮してほしいこと」などを入学する小学校へ伝える書類です。配布場所市内および近隣市の各幼稚園・保育園、わかさ学園、中央相談室、滝山相談室、指導室(市役所6階)内シートには、保護者や幼稚園などが次の事項を記入します▼健康や日常生活面について▼人との関わりについて▼興味や関心のあ

ることについて▼保護者から学校への要望など  
【注】5年4月に小学校に入学するお子さんの保護者で同シートの活用を希望する方は、提出方法保護者が必要事項を記入の上、各園などの担任に提出してください。各園で就学前機関の欄を記入し、保護者に返却します。その後、保護者は保護者欄に記入の上、原則各園などに提出してください(入学する学校へ直接提出も可)※「就学支援シート」は他の目的に使用することはありませ

【注】5年4月に小学校に入学するお子さんの保護者で同シートの活用を希望する方は、提出方法保護者が必要事項を記入の上、各園などの担任に提出してください。各園で就学前機関の欄を記入し、保護者に返却します。その後、保護者は保護者欄に記入の上、原則各園などに提出してください(入学する学校へ直接提出も可)※「就学支援シート」は他の目的に使用することはありませ

【注】5年4月に小学校に入学するお子さんの保護者で同シートの活用を希望する方は、提出方法保護者が必要事項を記入の上、各園などの担任に提出してください。各園で就学前機関の欄を記入し、保護者に返却します。その後、保護者は保護者欄に記入の上、原則各園などに提出してください(入学する学校へ直接提出も可)※「就学支援シート」は他の目的に使用することはありませ

【注】5年4月に小学校に入学するお子さんの保護者で同シートの活用を希望する方は、提出方法保護者が必要事項を記入の上、各園などの担任に提出してください。各園で就学前機関の欄を記入し、保護者に返却します。その後、保護者は保護者欄に記入の上、原則各園などに提出してください(入学する学校へ直接提出も可)※「就学支援シート」は他の目的に使用することはありませ

【注】5年4月に小学校に入学するお子さんの保護者で同シートの活用を希望する方は、提出方法保護者が必要事項を記入の上、各園などの担任に提出してください。各園で就学前機関の欄を記入し、保護者に返却します。その後、保護者は保護者欄に記入の上、原則各園などに提出してください(入学する学校へ直接提出も可)※「就学支援シート」は他の目的に使用することはありませ

【注】5年4月に小学校に入学するお子さんの保護者で同シートの活用を希望する方は、提出方法保護者が必要事項を記入の上、各園などの担任に提出してください。各園で就学前機関の欄を記入し、保護者に返却します。その後、保護者は保護者欄に記入の上、原則各園などに提出してください(入学する学校へ直接提出も可)※「就学支援シート」は他の目的に使用することはありませ

【注】5年4月に小学校に入学するお子さんの保護者で同シートの活用を希望する方は、提出方法保護者が必要事項を記入の上、各園などの担任に提出してください。各園で就学前機関の欄を記入し、保護者に返却します。その後、保護者は保護者欄に記入の上、原則各園などに提出してください(入学する学校へ直接提出も可)※「就学支援シート」は他の目的に使用することはありませ



自立支援医療  
(精神通院)

精神疾患およびてんかんによる、通院のための医療費助成の制度です。通常、医療保険では医療費の3割が自己負担となりますが、

自立支援医療制度を併用した場合の負担割合は原則1割に軽減されます。ただし、本人・世帯の所得や疾患などに応じて、月額自己負担上限額が設定されていて、一定所得以上の方は非該当になる場合があります。

◎更新手続き

有効期間が終了すると、自立支援医療費が支給できなくなります。継続する場合は、必ず更新手続きを行ってください。更新手続きは有効期間の3ヵ月前から障害福祉課で受け付けます。有効期間はお手持ちの受給者証で確認してください。

◎診断書の提出は2年に1度  
更新手続きにおける診断書の提出は、病状および治療方針の変更がない場合、2年に1度です。前回申請の際に診断書を提出している場合は、今回の提出は不要です。なお、更新手続きは毎年必要です。

有効期間を過ぎてからの再開申請や前回診断書なしで手続きした方は、診断書の提出が必要です。また、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、前回更新時に提出した場合でも、手帳更新のために診断書が必要となる場合があります。

◎所得区分の変更  
保険証の世帯が変更になった、前年度と課税状況が変わったなどの場合、有効期間の途中でも所得区分変更手続きができます。新しい所得区分の適用は申請日の翌月初日からです。

【注】児童扶養手当現況届の提出がない方または不備書類がある方は、1月に手当が振り込まれません。1月以降に当該現況届、不備書類を提出した場合は、提出した翌月の振り込みになりますので、早めに提出してください。

(6面へ続く)



高校生等医療費助成制度(マル青・青)が4月から始まります

【注】児童青少年課助成支援係 ☎042・470・7736

4月より、高等学校の就学期(15歳の4月1日～18歳の3月31日)にあるお子さんの医療費の一部を助成する「高校生等医療費助成制度(青)」が始まります。

【注】市内に住所を有する高校生等を養育していて、所得が基準額未満(右表1～3参照。義務教育就学児医療費助成制度(青)と同等)である方

申請方法

▼3月に中学校卒業予定のお子さんがいる、現在義務教育就学児医療費助成制度医療証(青)をお持ちの保護者の方＝申請不要です。青医療証を3月下旬に送付します。

▼4月から高校2・3年生相当年齢になる予定のお子さんがいる保護者の方＝申請が必要です。1月中旬にお知らせと青医療証交付申請書を送付予定です。詳細は市HPをご確認ください。

表1 高校生等医療費助成制度所得制限限度額

| 扶養親族等の数 | 所得額   |
|---------|-------|
| 0人      | 622万円 |
| 1人      | 660万円 |
| 2人      | 698万円 |
| 3人      | 736万円 |
| 4人      | 774万円 |

- ※1 4年度(3年分)所得で判定します。  
※2 「所得」とは、給与収入のみの方は、源泉徴収票の「給与所得控除後の金額－10万円」、自営業者などで確定申告をしている方は、確定申告書の「所得金額」の「合計」の額です。配偶者控除(同一生計配偶者)を受けている場合は扶養親族等の数に含みますが、配偶者特別控除に該当する配偶者は扶養親族等の数に含みません。  
※3 年少扶養(16歳未満)も扶養親族等の数に含みます。

表2 所得制限限度額に加算する金額

|                 |           |
|-----------------|-----------|
| 扶養親族等の数が5人以上の場合 | 1人につき38万円 |
| 老人扶養親族          | 1人につき6万円  |
| 70歳以上の同一生計配偶者   | 1人につき6万円  |

表3 所得額から控除できる金額

|                         |                      |
|-------------------------|----------------------|
| 社会保険料相当額                | 一律8万円                |
| 雑損控除・医療費控除・小規模企業共済等掛金控除 | 相当額                  |
| 障害者控除額                  | (普通)27万円<br>(特別)40万円 |
| 寡婦控除額                   | 27万円                 |
| ひとり親控除額                 | 35万円                 |
| 勤労学生控除額                 | 27万円                 |

民生委員・児童委員が改選されました

【注】福祉総務課福祉政策係 ☎042・470・7749

4年12月1日に民生委員・児童委員の一斉改選が行われました。厚生労働大臣から46人が民生委員・児童委員として委嘱され、その中から5人が主任児童委員に指名されました。改選後の民生委員・児童委員は下表の通りです。

民生委員・児童委員は、同じ地域で生活をする住民の一員として、住民の立場にたってまちの福祉を担うボランティアです。地域に暮らす身近な相談相手として住民からの生活上の心配ごと、医療や介護、子育ての不安などの相談に応じています。そして、その課題が解決できるよう行政をはじめ必要な支援や適切な福祉サービスへの「つなぎ役」になります。

主任児童委員は、子どもや子育てに関する支援を専門に担当しています。民生委員・児童委員や学校、子ども家庭支援センターなどの児童福祉関係機関と連携しながら課題解決に向けた活動に協力をしています。

民生委員・児童委員には、守秘義務が課せられています。安心してご相談ください。

なお、民生委員・児童委員の連絡先や、一覧表に載っていない区域については、福祉総務課福祉政策係へお問い合わせください。



東部地区協議会

| 担当区域          | 氏名      |
|---------------|---------|
| 神宝町一丁目の全域     | 大矢 由紀子  |
| 神宝町二丁目の全域     | 渡辺 愛女御  |
| 金山町一丁目の全域     | 西山 久美子  |
| 氷川台一丁目の全域     | 貫井 美代子  |
| 氷川台二丁目の全域     | 出井 幹枝   |
| 東本町1番～8番      | 深海 和子   |
| 東本町9番～16番     | 大野 浩子   |
| 大門町二丁目9番～14番  | 井原 恵子   |
| 新川町一丁目の全域     | 平澤 成美   |
| 浅間町一丁目の全域     | 久保田 あや子 |
| 浅間町二丁目の全域     | 鶴見 佳子   |
| 浅間町三丁目15番～30番 | 武山 千鶴   |
| 主任児童委員        | 丸山 美緒   |

中部地区協議会

| 担当区域            | 氏名     |
|-----------------|--------|
| 学園町一丁目の全域       | 半澤 佐和子 |
| 学園町二丁目の全域       | 小山 三千生 |
| 本町一丁目の全域        | 蓮池 繁信  |
| 本町二丁目の全域        | 宮澤 トヨ子 |
| 本町三丁目の全域        | 都築 美紀子 |
| 小山一丁目の全域        | 三浦 実岐  |
| 小山二～三丁目の全域      | 小山 清   |
| 幸町四丁目、中央町六丁目の全域 | 中島 春江  |
| 中央町一丁目の全域       | 早川 重義  |
| 中央町三丁目の全域       | 澤山 葉子  |
| 中央町五丁目、前沢一丁目の全域 | 松本 貞夫  |
| 南沢三丁目の全域        | 下田 富夫  |
| 南町一丁目の全域        | 澤田 理恵子 |
| 南町二～四丁目の全域      | 福泉 まゆみ |
| 主任児童委員          | 馬本 房子  |
| 主任児童委員          | 府川 ゆう子 |

西部地区協議会

| 担当区域            | 氏名     |
|-----------------|--------|
| 前沢四丁目の全域        | 高沼 恵子  |
| 前沢五丁目1番～19番     | 白築 純子  |
| 弥生一～二丁目の全域      | 山口 信夫  |
| 八幡町一丁目1番～6番     | 境 美智子  |
| 八幡町二丁目の全域       | 小寺 靖子  |
| 八幡町三丁目の全域       | 野村 善昭  |
| 野火止一丁目、下里一丁目の全域 | 酒井 宗作  |
| 野火止二丁目の全域       | 菅原 真弓  |
| 下里二丁目の全域        | 宮崎 孝子  |
| 下里五～六丁目の全域      | 宮本 千恵子 |
| 下里七丁目の全域        | 島崎 光江  |
| 滝山三～四丁目の全域      | 白井 栄子  |
| 滝山五丁目の全域        | 松原 佳織  |
| 滝山六丁目2番         | 上田 和俊  |
| 柳窪四～五丁目の全域      | 奥住 弘子  |
| 主任児童委員          | 矢部 晶代  |
| 主任児童委員          | 永野 真美  |

(5面から続く)

介護保険料の納期内  
納付にご協力を

65歳以上の方の介護保険料は、およそ9割の方が年金からの天引き、年金からの天引きができない残りの1割の方は納付書払いまたは口座振替(銀行や郵便局の口座からの引き落とし)により納めていただいています。

納付書で納める方については、納期内の納付をお願いします。また、納め忘れなどがないよう、口座振替の利用もご検討ください。

◎保険給付の制限

介護保険料を滞納すると、督促状の送付、延滞金の加算、滞納処分(財産の差押えなど)の他、滞納期間に応じ、介護保険を利用する際に保険給付の制限を受けます。特に2年以上滞納すると、利用者負担の割合が3割または4割に引き上げられ、高額介護サービス費などの支給も受けられなくなることから、本人だけでなく、介護する家族の負担も増大することになります。

市では、納期限から2年以内の滞納のある方に対して、1月中旬頃にお知らせを発送予定です。介護保険料は、納期限から2年を経過すると、時効により納付できなくなります。保険給付の制限を受けないよう、早急に納付してください。

◎納付相談について

やむを得ない事情により、滞納している保険料の納付が困難場合には、分割納付などの相談をお受けします。滞納が累積する前に、

早急に納税課までご相談ください。

◎介護保険料について

介護福祉課係 ☎042・470・7818、納付相談について ☎納税課 ☎042・470・7730

認知症介護者家族会

認知症の方を介護するご家族の方、一人で介護の悩みを抱えていませんか。日々のことや心配ごとなどを気軽に話し、ほっとできる場所として開催しています。対象の地域を確認し、担当の地域包括支援センターに申し込みの上ご参加ください。

◎東部地域にお住まいの方

◎東部地域上の原 神宝町・金山町・氷川台・大門町・東本町・新川町・浅間町・小山  
☎1月17日(火)午後1時15分〜2時45分、東部地域センター会議室2

◎中部地域にお住まいの方

◎中部地域 学園町・ひばりが丘団地・本町・中央町・幸町・南沢・前沢一〜三丁目・南町  
☎1月16日(月)午後1時15分〜2時半、中央町地区センター第1会議室

◎西部地域にお住まいの方

◎西部地域 前沢四・五丁目、滝山・下里・柳窪・野火止・八幡町・弥生  
☎1月23日(月)午後1時15分〜2時半、西部地域セン

ター第2講習室

申 西部地域包括支援センター ☎042・472・0661

視覚障害者  
ガイドヘルパー募集

さいわい福祉センターでは、視覚障害者ガイドヘルパーを募集しています。短時間のガイドができる方歓迎です。

内視覚障害者に対する外出の支援(外出先で必要な視覚的情報の支援など)報酬など時給1300円から

対同行援護従業者養成研修(一般課程)を修了した方

申 同センター ☎042・477・2711(平日午前9時〜午後5時)

住居確保給付金の再  
支給の申請期限延長

住居確保給付金は、離職などにより収入が減少し、資産状況や求職活動などの要件を満たす方に対し、市から直接不動産事業者などに家賃相当額を支給する制度です。同給付金の休業や減収を理由とした再支給(一度限り)の申請期限は4年12月末日まででしたが、3月末日までに延長されました。申請方法など詳細はお問い合わせください。  
☎福祉総務課 ☎042・470・7749



住環境

1月9日月祝の  
ごみ収集

1月9日は祝日ですが、

平日と同様に収集します。

ごみと資源物は、決められた収集日の当日、午前8時半までに出してください。小型廃家電類を除く全品目が戸別収集です。

ごみ収集日や分別などのごみ出しルールは市HPで確認ください。

☎ごみ対策課 ☎042・473・2117(粗大ごみの申し込みは ☎042・473・2118 またはインターネット)



市HP

災害時支援  
ボランティア募集

1月15日〜1月21日はボランティア週間です。東京消防庁では、消防署の支援を行う事前登録制の専門ボランティアを募集しています。災害時支援ボランティアに登録し、防災に関する知識を身に付け、地域の防災リーダーとして防火防災指導を行うことで、自助、共助の力を高めましょう。

☎▼震災時Ⅱ消防職員の指導と助言により、応急救護活動や消防署内での後方支援活動を行う▼平常時Ⅱ地域の防火防災訓練での指導や各種訓練・行事へ参加

☎原則、東京消防庁管内に居住・勤務・通学し、震災時などに消防署の支援を行う意思のある15歳以上(中学生を除く)で、応急救護や震災時の復旧活動の支援に関する知識を有する方

申 随時受け付け

☎東久留米消防署防災安全係 ☎042・471・0119(内線320)

東久留米市シニアクラブ  
(各クラブ)会員募集

シニアクラブ連合会は市内22のクラブから組織され、約1,300人の会員が活動しています。各クラブへの問い合わせや入会申し込みは各クラブの会長(下表参照)までお願いします。おおむね60歳以上の方であればどなたでも入会ができますので、ぜひこの機会に入会をお待ちしています。

表 東久留米市シニアクラブ一覧

| クラブ名       | 会長名    | 主な活動地域          | 主な活動内容                                                                                      | 電話番号          |
|------------|--------|-----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 1 上の原クラブ   | 小川 洋子  | 上の原・神宝町・金山町     | カラオケ、輪投げ、いきいき体操、健康麻雀、エアロビクス、吹き矢、スカットボールなど                                                   | 090・7015・3061 |
| 2 落合ふれんず   | 細田 力   | 浅間町・新川町         | グラウンドゴルフ、カラオケ、書道、健康麻雀、ストレッチ体操、輪投げ、スカットボールなど                                                 | 080・1077・6288 |
| 3 門前会      | 貫井 勝義  | 大門町・東本町・金山町・氷川台 | 歩こう会、カラオケ、手芸、輪投げ、吹き矢、スカットボール、水彩画など                                                          | 042・471・0625  |
| 4 松栄会      | 葛西 正人  | 浅間町             | ゲートボール、民謡、カラオケ、スカットボール、輪投げなど                                                                | 042・425・0333  |
| 5 氷川台サンライズ | 清水 欣二  | 氷川台             | ラジオ体操、歩こう会、折り紙手芸の会、唄おう会、健康麻雀、グラウンドゴルフ、輪投げ、スカットボール、健康マグネット吹き矢、太極拳、ボウリング、囲碁など                 | 090・1122・8357 |
| 6 丸実会      | 阿蘇 茂男  | 本町・中央町・幸町       | ゲートボール、グラウンドゴルフ、舞踊、民謡、カラオケ、唄の会、カントリーダンス、健康麻雀、絵画、ストレッチ、エアロビクス、サロン活動など                        | 042・471・6491  |
| 7 銀杏会      | 川岡 光子  | 中央町・幸町          | グラウンドゴルフ、カラオケ、民謡、ハーモニカ、手話、塗り絵、手芸、太極拳、エアロビクス、詩吟、サロンなど                                        | 042・474・6712  |
| 8 悠々会      | 森田 多吉  | 中央町・幸町          | ゲートボール、グラウンドゴルフ、唄、舞踊、詩吟など                                                                   | 042・478・9833  |
| 9 福寿会      | 岩間 恒之  | 本町・中央町          | ゲートボール、グラウンドゴルフ、軽スポーツ、カラオケ、手芸、健康麻雀、詩吟など                                                     | 090・2761・5457 |
| 10 小山クラブ   | 當麻 繁   | 小山・幸町           | グラウンドゴルフ、カラオケ、ウォーキングなど                                                                      | 042・473・0956  |
| 11 野火止会    | 栗田 美江子 | 野火止             | 輪投げ、スカットボール、シルバー体操、グラウンドゴルフ、レクダンス、舞踊、カラオケ、三味線、大正琴、書道、健康麻雀、手芸、エアロビクス、ストレッチ体操、ぶらり歩きの会など       | 042・473・1815  |
| 12 ひまわり会   | 河合 昌幸  | 前沢住宅            | スカットボール、輪投げ、大正琴、健康麻雀、ストレッチ体操、絵手紙、カラオケ、ボウリングなど                                               | 042・474・2318  |
| 13 ほんむらクラブ | 小野 武夫  | 野火止・下里周辺        | カラオケ、手芸、俳句、健康麻雀、将棋、ウォーキング、棒体操、スカットボール、輪投げ、吹き矢など                                             | 042・477・0737  |
| 14 中央クラブ   | 鈴木 美津子 | 中央町・幸町・八幡町      | グラウンドゴルフ、輪投げ、スカットボール、ウォーキング、手芸、舞踊、華道、茶道、カントリーダンス、カラオケなど                                     | 042・473・0116  |
| 15 八幡クラブ   | 大澤 登   | 八幡町・前沢          | ラジオ体操、ターゲット・バードゴルフ、グラウンドゴルフ、カラオケ、エアロビクス、健康麻雀、輪投げ、スカットボールなど                                  | 042・474・7499  |
| 16 雅友会     | 山之口 大  | 前沢地区            | カラオケ、グラウンドゴルフ、ボウリング、唄おう会、卓球、いきいき体操、書道、ストレッチ体操など                                             | 090・2935・7419 |
| 17 前沢ときわ会  | 鈴木 勲平  | 前沢地区            | カラオケ、カントリーダンス、ターゲット・バードゴルフ、グラウンドゴルフ、健康麻雀、ストレッチ体操、輪投げ、スカットボールなど                              | 080・6520・1133 |
| 18 滝山青葉会   | 金野 保正  | 滝山・前沢・柳窪・下里など   | カラオケ、唄おう会、民謡、カントリーダンス、健康麻雀、囲碁、ボウリング、ゴルフ、グラウンドゴルフ、ターゲット・バードゴルフ、スカットボール、輪投げ、踊り、ポッチャ、ウォーキング会など | 080・5066・4955 |
| 19 草の実会    | 佐藤 千恵子 | 滝山地区・弥生         | カントリーダンス、カラオケ、健康麻雀、社交ダンス、詩吟、俳句、大正琴、グラウンドゴルフ、輪投げなど                                           | 042・471・2607  |
| 20 メダカの会   | 竹本 卓爾  | 滝山街区            | カラオケ、カントリーダンス、舞踊、健康麻雀、スカットボール、輪投げ、グラウンドゴルフなど                                                | 090・5497・7126 |
| 21 いちょうクラブ | 宮下 俊彦  | 下里住宅            | グラウンドゴルフ、体操、カラオケ、健康麻雀、手芸、絵手紙、輪投げなど                                                          | 090・1452・8381 |
| 22 西美里会    | 江刈内 勉  | 久留米西住宅          | 園芸、グラウンドゴルフ、唄おう会、スカットボール、輪投げ、健康麻雀など                                                         | 042・473・9141  |

東久留米市シニアクラブ連合会 会長 木村 温真 ☎042・474・6218

## 集団回収実施報告書の提出

市では、あらかじめ市に登録した団体が、対象の資源物(新聞・雑誌・段ボール・古布・アルミ缶など)を市の登録業者に引き渡した場合には、その回収量に応じて報奨金を交付し、活動を支援しています。報奨金の交付には、集団回収実施報告書の提出が必要です。

今回提出を受け付けるのは4月7月～12月実施分です。対象団体市に団体登録している自治会・PTA・マンションの管理組合・社会福祉法人・NPO団体など

報奨金交付額回収実績量に応じて1誌あたり9円

必要書類①東久留米市集団回収実施報告書(市役所提出用)②前回(4年9月)の報奨金交付時から団体登録の内容に変更があった場合は「団体登録変更届」、報奨金の支払い口座の内容に変更があった場合は「支払金口座振替変更届」

提出方法1月31日(火)までに(消印有効)、必要書類をごみ対策課(八幡町2-10-10)宛て郵送または直接同課へ

問同課 ☎042・473・2117

市HP

都レアメタル緊急回収プロジェクト

昨今の世界情勢を受け、パソコンなどの小型電子機器(小型家電)に含まれるレアメタルの供給がひっ迫しています。このため都では、使用済み小型家電を回収し資源を循環させる「レアメタル緊急回収プロジェクト」を実施し、同プロジェクトの一環として、不要なパソコンなどの小型家電を無料で回収しています。

対象品目パソコン、スマートフォンなどの小型家電28品目

※回収品目にパソコン本体が含まれている場合、段ボール1箱分の回収料金が無料となります。回収方法など、詳細はリネットジャパンリサイクル株式会社HPをご覧ください。

申込方法同社HPからお申し込みください。インターネットが利用できない方は、同社お問い合わせ専用窓口にお問い合わせください

問同社お問い合わせ専用窓 ☎0570・085・800(午前10時～午後5時)

同社HP

## 飼いのいない猫(野良猫)対策セミナー

野良猫の特性や数を減少させていく方法など、野良猫について考えます。野良猫の被害でお困りの方や、野良猫のお世話をしている方、猫が苦手な方も好きな方もぜひご参加ください。

日 2月11日(土)午後2時～4時半

場 市民プラザホール(市役所1階)

内 講演と質疑応答

定 先着30人(事前予約)

師 工藤久美子氏(NPOねこだすけ代表、石森雄氏(元練馬区保健所野良猫対策担当職員)

申 1月10日(火)～2月10日(金)

に、住所・氏名・電話番号を記入の上、環境政策課生活環境係宛て

☎または電話

問同係 ☎(kayosei@city.higashikurume.jp)・☎042・470・7753

市HP

パブリックコメント

募集

東久留米市公共施設等総合管理計画(改訂素案)

## 東久留米市公共施設等総合管理計画(改訂素案)

市では、公共施設全体のマネジメント方針を示すことを目的とし「公共施設等総合管理計画」を平成29年2月に策定しています。策定から一定の期間が経過していることや、総務省からの見直し要請を踏まえ、国から派遣された専門アドバイザーの助言を基に、国の指針に沿って改訂素案をとりまとめましたので、市民の皆さんなどのご意見を募集します。

閲覧期間・場所1月7日(土)～26日(休)に、市政情報コーナー(市役所1階)、行政経営課(同6階)、市内の各図書館、または市HPでご覧いただけます(ただし、各施設の閉庁日・休館日を除く)

ご意見の提出方法閲覧期間中に(必着)、東久留米市公共施設等総合管理計画(改訂素案)への意見と明記して、住所・氏名・年代(例 〃20代)・ご意見(書式自由)を記入の上、〒203-8555、市役所行政経営課宛て郵送、FAX(☎042・470・7811)または☎(kyosei@city.higashikurume.jp)で提出を

☎または電話

市HP

東久留米の情報サイト「くるくるチャンネル」は、市内情報満載のウェブサイトです。現在、同サイトの運営委員に欠員があるため、委員を募集します。

募集期限2月28日(火)

応募要件市民活動団体、同サイト登録団体・利用者で、同サイトの運営・企画に関わりた方

募集人数3人程度

任期4月1日から2年間(更新あり)

活動内容サイトの活性化企画、実施。市内情報発信にかかる記事掲載など

申 件名に「運営委員応募」と明記して、住所・氏名・年齢・連絡先を記入の上、応募理由と「くるくるチャンネル」でやりたいことをA4用紙1枚以内にとり、☎で東久留米市コミュニティサイト運営委員会事務局宛て送信を

問同事務局 ☎(community@city.higashikurume.jp)または生活文化課市民協働係 ☎042・470・7738

(8面へ続く)

## 市民農園利用者募集

問産業政策課農政係 ☎042・470・7743

今回の募集では新たに開設する滝山農園の申し込みも可能です。申し込みの際は「市民農園利用心得」を必ずお読みいただき、内容をよく理解した上でお申し込みください。

応募資格次の条件を満たす方。名義貸しはできません

- ▼市内に住民登録をしている方
- ▼耕作に可能な土地を持たず、継続して野菜栽培を行える方(長期間放置しない)
- ▼「市民農園利用心得」を守ることができる方
- ▼農園の会(自主運営組織)に加入し運営に協力できる方

利用期間 4月1日～7年12月31日

耕作料年額6,000円(最終年度は4,500円)

募集農園と区画数右表の通り(1世帯1区画まで)

農園の会(自主運営組織)利用で市民農園の円滑な運営をしていただくため、各農園で会を組織しています。利用者は必ずこの会に加入し、除草や行事、共用地の管理などに参加して、相互交流を通じ、市民農園の円滑な運営に協力してください。農園の会の会費は別途自己負担です

申込期間 1月10日(火)～20日(金)(当日消印有効)

※窓口で申し込む場合は、土曜・日曜日を除く午前8時半～午後5時(正午～午後1時を除く)。

申し込み方法産業政策課(市役所6階)窓口にて持参、郵送または市HPから申し込み。申し込みの名義人は世帯主に限りませんので、世帯の中で必ず連絡が取れる方にしてください。先着順ではないため、期間内にお申し込みください。募集案内・申込書は同課、上の原、ひばりが丘、滝山の各連絡所、市民プラザ(市役所1階)で配布する他、市HPからもダウンロードできます。

●窓口・郵送で申し込む場合

次の書類に必要事項を記入の上、提出してください。

- ①東久留米市民農園利用申込書
- ②返信用封筒(長形3号<120mm×235mm>)の封筒の表面に84円切手を貼り、申込者の住所・氏名を明記したもの

●郵送の宛先

〒203-8555、市役所産業政策課農政係宛て

●市HPから申し込みの場合

必要事項を入力してください。結果や資料の送付は☎で行いますので、必ず受信できる環境にしてください。

申し込み結果応募者数が募集区画数を超えた場合は、利用者と補欠者を決定します。利用者および利用区画は産業政策課が抽選し、2月中旬に結果を通知します。窓口・郵送でお申し込みの方には郵送で、市HPから申し込みの方には☎で通知します。電話でのお問い合わせにはお答えできませんのでご了承ください

表 募集農園一覧

| 名称         | 所在地       | 予定区画数 |
|------------|-----------|-------|
| 小山農園       | 小山3丁目3番   | 67区画  |
| 金山農園       | 金山町2丁目14  | 46区画  |
| 幸農園        | 幸町2丁目7番   | 69区画  |
| 下里農園       | 下里2丁目16番  | 46区画  |
| 中央農園       | 中央町1丁目10番 | 35区画  |
| 前沢農園       | 前沢3丁目11番  | 55区画  |
| 浅間農園       | 浅間町2丁目2番  | 95区画  |
| 神宝農園       | 神宝町1丁目16番 | 81区画  |
| 滝山農園(新規開設) | 滝山5丁目32番  | 53区画  |

※区画面積は各農園1区画当たり約16㎡(一部の区画を除く)。



市HP



農園の様子

(7面から続く)

令和5年住宅・土地  
統計調査単位区設定

10月1日を期日とする

「令和5年住宅・土地統計調査」の準備のため、指定された区域を現地踏査します。調査員が担当する調査区域を明確にし、調査の円滑な実施と結果精度の向上を図ることを目的としています。

設定の基準日 2月1日(水)

設定の対象区域 令和2年国勢調査調査区から国が指定設定の方法 1月中旬～2月中旬頃、都知事が任命した指導員が指定された区域を巡回し、住宅の状況を目視で確認します。外観から住戸の確認ができない場合は、聞き取り調査を行うこともあります。

他指導員は顔写真付きの指導員証を携帯しています。指導員には、単位区設定を通して得た情報について厳格な守秘義務が課せられています。

閏総務課統計調査担当 ☎042-470-7735

市職員を募集します

5年4月1日以降に採用する職員を募集します。受験資格などは募集要項をご確認ください。

募集職種 作業療法士

募集要項の配布 市HPから取得してください

申込受付期間 1月13日(金)まで(必着)

申込方法 市HPで申し込み後、受験票などを郵送してください。詳細は募集要項をご覧ください。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大状況により、日程などを変更する場合があります。最新の情報は市HPをご確認いただくか、職員課までお問い合わせください

閏同課 ☎042・470・7716



市HP

職員募集

学童保育所  
職員募集説明会

1月10日(火)午後1時から(30分～1時間程度)

場内 学童保育所について、児童厚生指導員(会計年度任用職員専門職)および児童厚生員(会計年度任用職員アシスタント職)の仕事の内容、応募資格、現在の募集状況などについて

対児童厚生指導員および児童厚生員の仕事に興味のある方

申込み会場 閏児童青少年課児童青少年係 ☎042・470・7735

学童保育所  
会計年度任用職員

◎児童厚生指導員(会計年度任用職員・専門職・産休代替職員)

勤務時間 月曜～土曜日、月

124時間。午前8時15分～午後7時の間で4～7時間のシフト勤務(変則勤務あり)

勤務内容 学童保育所における児童の育成支援など

応募資格 保育士、社会福祉士、学校教員免許法第4条に規定する免許のいずれかの有資格者、または放課後児童支援員認定資格研修を修了した者もしくは受講資格を持つ者

募集人数 1人

報酬など 月額20万8980円(社会保険の加入あり)

応募書類 ①市販履歴書(写真貼付) ②資格証明書の写し ③「児童厚生員として仕事をする上で大切にしたいこと」について考えや意見を原稿用紙で800字以内

◎児童厚生員(会計年度任用職員・アシスタント職)

勤務時間 月曜～土曜日、月75時間程度。午前8時15分～午後6時の間で4～7時間のシフト勤務(変則勤務あり)

勤務内容 学童保育所における児童の育成支援の補助など

勤務内容 若干名

報酬など 時給1102円

応募書類 市販履歴書(写真貼付)

◎共通事項

任用期間 2月1日～3月31日(4月1日以降は条件付きで再度任用の場合あり)

注 提出された履歴書などは返却しません

他 祝日および年始(1月1日～3日)は勤務日に含まれません。交通費相当額と期末手当の支給は、別途市の規定により支給します

1月12日(木)までの月曜～金曜日の午前8時半～午後5時(正午～午後1時を除く)に、応募書類を直接児童青少年課児童青少年係(市役所2階)へ持参を。書類選考後、面接の上決定

閏同係 ☎042・470・7735

学校給食従事職員  
(会計年度任用職員・アシスタント職)

◎小学校給食の調理補助

勤務時間 午前8時半～午後4時(昼休憩60分)

勤務場所 第十小学校

報酬など 時給1170円

(別途、通勤手当、期末手当などの支給は市の規定による)

◎小学校給食の栄養士(アレルギー管理、食育等)

勤務時間 午前10時～午後1時45分(昼休憩なし)

勤務場所 第三小学校

報酬など 時給1190円

(別途、通勤手当、期末手当などの支給は市の規定による)

◎共通事項

任用期間 任用した日～3月31日

募集人数 若干名

他 被服貸与、細菌検査あり

応募書類 市販履歴書(写真貼付)

◎共通事項

任用期間 2月1日～3月31日(4月1日以降は条件付きで再度任用の場合あり)

注 提出された履歴書などは返却しません

他 祝日および年始(1月1日～3日)は勤務日に含まれません。交通費相当額と期末手当の支給は、別途市の規定により支給します

1月12日(木)までの月曜～金曜日の午前8時半～午後5時(正午～午後1時を除く)に、応募書類を直接児童青少年課児童青少年係(市役所2階)へ持参を。書類選考後、面接の上決定

閏同係 ☎042・470・7735

医療的ケア児対応看護師  
(会計年度任用職員・アシスタント職)

任用期間 3月1日～31日(4月1日以降は条件付きで再度任用の場合あり)

勤務時間 月曜～金曜日(祝日を除く)、週5日。午前8時半～午後5時の7・5時間。

勤務内容 医療的ケアが必要となる園児に対する医療処置など

勤務場所 市立保育園

募集人数 1人

報酬など 時給1709円

(別途、交通費相当額などは市の規定による)

◎小学校給食の栄養士(アレルギー管理、食育等)

勤務時間 午前10時～午後1時45分(昼休憩なし)

勤務場所 第三小学校

報酬など 時給1190円

(別途、通勤手当、期末手当などの支給は市の規定による)

◎共通事項

任用期間 任用した日～3月31日

募集人数 若干名

他 被服貸与、細菌検査あり

応募書類 市販履歴書(写真貼付)

◎共通事項

任用期間 2月1日～3月31日(4月1日以降は条件付きで再度任用の場合あり)

注 提出された履歴書などは返却しません

他 祝日および年始(1月1日～3日)は勤務日に含まれません。交通費相当額と期末手当の支給は、別途市の規定により支給します

おける交通安全管理

募集人数 若干名

報酬など 午前11時給1170円 午後11時給1072円

市販の履歴書(写真貼付)に勤務可能エリア・勤務可能日時・通勤手段(自転車・原付バイクなど)・電話番号・経歴などを記入の上、20318555、市役所6階学務課宛て郵送または直接持参を

閏同課学事係 ☎042・470・7779

官公署  
など

都立六仙公園  
親子スポーツ教室

親子でコミュニケーションをとりながら、一緒に走って・飛んで・転がって子どもの基礎運動能力を身に付けます。コミュニケーションと体を動かす楽しさを体験しませんか。

1月24日(火)午前11時～11時45分(雨天中止)

場都立六仙公園(中央町3丁目)

対2～4歳のお子さんと保護者

定先着20組

費200円

持タオル、帽子、飲み物

申閏都立野川公園サービスセンター ☎042・422・316457

後見人等情報交換会

日々の後見事務を円滑に行えるよう支援するため、後見人等の情報交換会を実施します。同じ活動をしている方々と、日ごろ疑問に

思っていることや悩みなどを共有し、今後の活動に活かしませんか。

1月27日(金)午後2時～4時

場市民プラザホール(市役所1階)

対①市内在住の方の成年後見人・保佐人・補助人・任意後見人として活動している方②他市に住む親族の成年後見人・保佐人・補助人・任意後見人として活動または受任予定の市内在住の方

同課学事係 ☎042・470・7779

1月20日(金)までに、氏名・住所・電話番号を市社会福祉協議会相談支援担当宛て電話またはFAXで送信を

閏同担当 成年後見制度推進機関 ☎042・479・0294、FAX 042・476・407702

1月20日(金)までに、氏名・住所・電話番号を市社会福祉協議会相談支援担当宛て電話またはFAXで送信を

閏同担当 成年後見制度推進機関 ☎042・479・0294、FAX 042・476・407702

1月20日(金)までに、氏名・住所・電話番号を市社会福祉協議会相談支援担当宛て電話またはFAXで送信を

閏同担当 成年後見制度推進機関 ☎042・479・0294、FAX 042・476・407702

1月20日(金)までに、氏名・住所・電話番号を市社会福祉協議会相談支援担当宛て電話またはFAXで送信を

閏同担当 成年後見制度推進機関 ☎042・479・0294、FAX 042・476・407702

1月20日(金)までに、氏名・住所・電話番号を市社会福祉協議会相談支援担当宛て電話またはFAXで送信を

閏同担当 成年後見制度推進機関 ☎042・479・0294、FAX 042・476・407702

1月20日(金)までに、氏名・住所・電話番号を市社会福祉協議会相談支援担当宛て電話またはFAXで送信を

閏同担当 成年後見制度推進機関 ☎042・479・0294、FAX 042・476・407702

1月20日(金)までに、氏名・住所・電話番号を市社会福祉協議会相談支援担当宛て電話またはFAXで送信を

閏同担当 成年後見制度推進機関 ☎042・479・0294、FAX 042・476・407702

1月20日(金)までに、氏名・住所・電話番号を市社会福祉協議会相談支援担当宛て電話またはFAXで送信を

閏同担当 成年後見制度推進機関 ☎042・479・0294、FAX 042・476・407702

1月20日(金)までに、氏名・住所・電話番号を市社会福祉協議会相談支援担当宛て電話またはFAXで送信を

閏同担当 成年後見制度推進機関 ☎042・479・0294、FAX 042・476・407702

1月20日(金)までに、氏名・住所・電話番号を市社会福祉協議会相談支援担当宛て電話またはFAXで送信を

閏同担当 成年後見制度推進機関 ☎042・479・0294、FAX 042・476・407702

1月20日(金)までに、氏名・住所・電話番号を市社会福祉協議会相談支援担当宛て電話またはFAXで送信を

閏同担当 成年後見制度推進機関 ☎042・479・0294、FAX 042・476・407702

1月20日(金)までに、氏名・住所・電話番号を市社会福祉協議会相談支援担当宛て電話またはFAXで送信を

閏同担当 成年後見制度推進機関 ☎042・479・0294、FAX 042・476・407702

1月20日(金)までに、氏名・住所・電話番号を市社会福祉協議会相談支援担当宛て電話またはFAXで送信を

閏同担当 成年後見制度推進機関 ☎042・479・0294、FAX 042・476・407702

1月20日(金)までに、氏名・住所・電話番号を市社会福祉協議会相談支援担当宛て電話またはFAXで送信を

閏同担当 成年後見制度推進機関 ☎042・479・0294、FAX 042・476・407702

1月20日(金)までに、氏名・住所・電話番号を市社会福祉協議会相談支援担当宛て電話またはFAXで送信を

閏同担当 成年後見制度推進機関 ☎042・479・0294、FAX 042・476・407702

1月20日(金)までに、氏名・住所・電話番号を市社会福祉協議会相談支援担当宛て電話またはFAXで送信を

閏同担当 成年後見制度推進機関 ☎042・479・0294、FAX 042・476・407702

市民伝言板

会員募集

◆東久留米ペン習字会=日第1・第3月曜日と水曜日午前10時～正午他場生涯学習センター費入会金300円、会費月2,690円他他午後の場合もあり。つけペンとボールペン。初級から上級まで閏鶴岡 ☎042・473・5144

◆カラオケ(ひまわりクラブ)=日月2回。水曜日午前10時～正午場東部地域センター費入会金1,000円、会費月2,000円他プロの作曲家先生が歌の基礎から親切丁寧に指導。初心者歓迎。見学可閏荒川 ☎042・477・4318

◆東久留米市スポーツウエルネス吹矢協会=日毎週金曜日午前9時～11時他場スポーツセンター他費入会金1,000円、会費1回

200円他スポーツウエルネス吹矢呼吸法でさまざまな健康効果が期待できます閏土屋 ☎090・3314・0902

◆読者会(「世界」を読む会)=日月1回。第3水曜日午後4時～6時他場生涯学習センター他費会費1回200円他雑誌「世界」の読者会です。見学可閏須山 ☎090・3878・5848

◆ユニカル東久留米=日毎週水曜日午前9時～正午場青少年センター費入会金1,000円、会費月500円他じゅうたん上でのカーリングで高齢者にほど良い運動、初心者歓迎閏宇田川 ☎042・473・2461

催し

◆第9回銀杏寄席(東久留米三田会)=日1月28日(土)午後1時半開場、2時開演場成美教育文化会館費500円他今後の感染状況により公演が中止となる場合があります閏島崎 ☎090・8035・9074

多摩六都科学館  
市民WEBアンケート  
実施中